## 令和4年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日			令和4年7月26日(火)					
開会場所			鴻巣市川里農業研修センター 集会室					
開会			令和4年7月26日 午後2時53分					
閉会			令和4年7月26日 午後3時20分					
議長			大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況								
	議席 番号	委員氏名	出席 状況	#	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
農業	1	藤村 徳之	出席	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
委	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
員	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			矢部	英利	・ 酒巻 貞夫			
議事参与			野本	佳永	• 髙萩 裕哉			
	書	記						

#### 会議事件名

議案第27号 農地法第3条の規定に関する件

議案第28号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請

#### 顛末

開会 午後2時53分

【会長代理】

これより、令和4年第7回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】

本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。

議案書の訂正はありますか。

【事務局】

別紙で配付しました「第7回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1つ目が7ページの番号105の受人氏名の訂正です。2つ目が8ページの番号108の受人住所の訂正です。3つ目が8ページの番号110の次に番号111と番号112を追加してください。これにより、4つ目が4ページの所有権の移転の集計数値の訂正です。以上です。

【議長】

続きまして、別紙で配付しました「議事録署名人の指名について」をご覧ください。議事録署名人ですが、6月の定例会において島田委員・渡邊委員から「退席した委員が議事録署名人になるのは不適格なのではないか」との意見があったことについてですが、事務局とも協議し、その月の定例会で退席する委員については、議事録署名人に指名せず、次回以降の定例会にて議事録署名人をお願いすること。また、それに伴い6月の議事録署名人についても、退席した島田委員については8月の定例会の議事録署名人とし、次の順番の藤村委員を6月の議事録署名人に変更することでよろしいか伺います。何かご意見・ご質問はありますか。

【一同】

(意見なし)

【議長】

それでは、「定例会で退席する委員については議事録署名人に指名しないこと」また、「6月定例会の議事録署名人については、番号12番 渡邊委員・番号1番 藤村委員を指名すること」とします。

続きまして、7月定例会の議事録署名人を指名します。番号3番 矢部 英利 委員・番号4番 酒巻 貞夫 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。

議案第27号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

議案について説明します。

議案第27号 農地法第3条の規定に関する件 所有権の移転 3件 5筆

#### 番号27

受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は261.68アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約0.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

#### 【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

# 【矢部 英利農業委員】

番号27について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稲を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。

#### 【議長】

ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

# 【河野 博 推進委員】

番号27について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。

【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。

【一同】

(質問なし)

【議長】

質問がございませんので、次に番号28について内容説明を事務局にお願いい たします。

【事務局】

番号28

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存 在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。 受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,200日であり、農作業に常 時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は8 91.53アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅 から申請地までは約10キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、 申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説 明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

農業委員】

【 萩 原 豊 | 番号28について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営 を行っております。今回の申請地において、水稲を作付し、経営規模拡大を図 るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕 作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま すので、問題はないと判断します。

【議長】

ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま す。

【馬場 勝美 推進委員】 番号28について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受ける ことにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約 化が推進されますので、問題はないと思います。

【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。

【一同】

(質問なし)

【議長】

質問がございませんので、次に番号29について内容説明を事務局にお願いい たします。

【事務局】

番号29

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存 在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。 受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は850日であり、農作業に常時従 事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は6,9 08.19アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。拠点 から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申 請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各 号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説 明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

農業委員】

【 萩 原 豊 | 番号29について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営 を行っております。今回の申請地において、水稲を作付し、経営規模拡大を図 るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕 作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま すので、問題はないと判断します。

【議長】

ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま す。

【野本 照夫 推進委員】

番号29について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受ける ことにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約 化が推進されますので、問題はないと思います。

【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。

【一同】

(質問なし)

【議長】

質問がございませんので、採決を行います。議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】

(全員挙手)

【議長】

挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第27号について原案のとおり 決定いたしました。続きまして、議案第28号 農地法第4条の規定による転 用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案について説明します。

議案第28号 農地法第4条の規定による転用許可申請

農家住宅(追認) 2件 5筆

農家住宅(進入路) 1件 1筆

#### 番号3

申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅(追認)として申請するものです。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【島田 豊農業委員】

番号3について調査してまいりました。申請地はおおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当すること

から、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他 の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められませ ん。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資 力とも問題ないと判断します。

#### 【議長】

ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま す。

### 【金子 善行 推進委員】

番号3について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどお り農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利 用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題な いと思います。

#### 【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。

#### 【一同】

(質問なし)

#### 【議長】

質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいた します。

#### 【事務局】

番号4

申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。農家住宅の建て替えを計 画したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街 化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅の進入路として利用していま す。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅の進入路として利用して いくため、農家住宅(進入路)として申請するものです。

#### 【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説 明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

## 農業委員】

【酒巻 貞夫 番号4について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心と する半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内に ある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は 第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供する ことにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の進 入路ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ない と判断します。

#### 【議長】

ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま す。

### 【荒井 晃一 推進委員】

番号4について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 45年以前から農家住宅の進入路として利用しており、今後も、今までどおり 農家住宅の進入路として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の 利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題 ないと思います。

#### 【議長】

ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。

#### 【一同】

(質問なし)

#### 【議長】

質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいた します。

#### 【事務局】

番号5

申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。一般国道17号(上尾道 路)改築工事に伴い、農業用倉庫が収用されることになり、申請地に農業用倉 庫の建て替えを計画したところ、土地の地目が農地であることが判明しました が、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部 として利用しております。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷 地の一部として利用していくため、農家住宅(追認)として申請するものです。

#### 【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説 明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【渡邊 秋夫 | 番号5について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用も 農業委員】しくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしてい る程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が おおむね10~クタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当 すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件 の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の追認ということで、 周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】 ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

# 【武井 正夫 推進委員】

番号5について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】 ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第28号について原案のとおり 許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第2 9号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局よ り議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。 議案第29号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 1筆 使用賃借権の設定 1件 1筆 番号34

受人は、現在市内のアパートに家族4人で暮らしています。現在の住宅では手 狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地 を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和 4年1月12日付けで農用地区域から除外されています。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【小林 良浩 番号34について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用 もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんして いる程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模 がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該 当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案 件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】 ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【岡野 孝 推進委員】 番号34について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】 ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局にお願いいたします。

【事務局】 番号35

受人は、現在市内で設備会社を営んでいます。現在の資材置場では手狭となったため、今回、資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、平成4年2月4日付けで農用地区域から除外されています。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【岩崎 新一 番号35について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以 外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも 該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の 低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判 断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目 的を達成できるとは認められません。資材置場ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】 ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【田沼 茂 番号35について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するとい 推進委員】 うことですが、隣接農地との境界には土留を設置します。このため、転用後も 当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じ るおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】 ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第29号について原案のとおり

許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、会長専決 規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和4年6月11日~令和4年7月11日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

6件 10筆

 $3, 317 \text{ m}^2$ 

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

所有権の移転 23件 39筆

 $7,315.82 \,\mathrm{m}^2$ 

使用貸借権の設定 1件

1筆  $2\ 0\ 1\ \text{m}^2$ 

合計届出件数 30件 50筆

10,833.82 m<sup>2</sup>

農地法第18条第6項の規定による通知 これらは、全て会長専決でございます。

何かご質問はございませんか。

続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願 いいたします。

まず、農業委員の方から何かありますか。

【会長代理】・残暑払いについて

最後に事務局から何かありますか。

#### 【事務局】

・令和4年度 農地利用最適化活動活性化研修会の開催について

日時:8月22日(月)午後1時30分~

場所:加須市パストラルかぞ

・農業者年金研修会の開催 (8月定例会)

#### 【会長代理】

これをもちまして、令和4年第7回定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例会は令和4年8月25日(木)午後2時より場所は川里農業 研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時20分